慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	〔商法四一三〕 保険金受取人による保険金請求権の放棄 (京都地裁平成一一年三月一日判決)
Sub Title	
Author	西原, 慎治(Nishihara, Shinji) 商法研究会(Shoho kenkyukai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	2001
Jtitle	法學研究 : 法律・ 政治・ 社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.74, No.7 (2001. 7) ,p.155- 165
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-20010728-0155

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法　四一三〕　保険金受取人による保険金請求権の放棄

（京都地裁平成一一年三月一日第三民事部平成一〇年（ワ）第一二二五号、生命保険金請求事件、請求棄却【控訴】、金融・商事判例一〇六四号四〇頁）

〔参照条文〕

商法六七五条一項

〔事　実〕

訴外Aは、昭和六二年五月一日に、被告Y（明治生命保険相互会社）との間で被保険者A、保険金受取人B_1、保険期間終身、死亡保険金三千万円と変動保険金の合計額を保険金額とする生命保険契約を締結した（なお、この保険約款には保険金を請求する権利は、その支払事由が発生した日から三年間請求がないときには消滅するとの規定がある）。そうして平成五年一二月一二日、Aは死亡した。A

〔判示事項〕

被保険者が死亡すると保険契約者の保険契約に関する処分権は消滅し、保険金受取人の権利は確定的となり、具体的な金銭債権となる。そして、この保険金請求権は、通常の債権と変わりがないので、保険金受取人はこれを自由に処分することが可能となると解される。したがって、被保険者が死亡したことにより、保険金受取人が保険金請求権を取得することになり、その保険金受取人がこの請求権を放棄すれば、保険金請求権は確定的に消滅したというほかない。

には妻Cとの間に、B_1のほか、B_2［幼少期に死亡］、B_3、B_4の子がいたが、Cとは昭和五八年に離婚しており、またB_1については平成六年三月九日にAの相続を放棄する申述をしており（四月六日受理）、B_3、B_4もAの相続を放棄している。原告X_1ないしX_3はAの兄弟であり、また同原告X_4およびX_5はAとは父のみを同じくする兄弟姉妹であるが、これら原告らは平成八年一〇月二八日に被告Yを相手方として京都簡易裁判所に対して調停を申し立てたが、調停は成立しなかった。その後の平成九年二月二四日ころ、B_1はYに対し本件死亡保険金請求権を放棄している。

これらの事実のもとで、原告X_1ないしX_5は被告Yに対し、生命保険金受取人が保険金請求権を放棄したため、この請求権は保険契約者に帰属するとし、X_1ないしX_3についてはそれぞれ七五〇万円及びこれらに対する平成五年一二月一二日から支払済みまで年五分の割合による金員を、またX_4およびX_5についてはそれぞれ三七五万円及びこれらに対する同日から支払済みまで年五分の割合による金員を支払うよう訴えを提起した。

本件においては以下の二点が争点となっている。すなわち、第一点目には、生命保険の被保険者が死亡した後に、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険契約者の相続人は保険金を請求することができるかである。この点原告らは保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険契約は受取人の指定がなくなり、保険契約者が保険金受取人となる自己のためにする生命保険契約になるとする。これに対して被告は以下のように主張する。すなわち保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合に保険契約者が保険金受取人となるのは保険事故が発生する前に限られる。保険事故発生前は、保険金受取人の権利は保険契約者の意思によって存続及び帰属が左右される不確定な権利であり、受取人がこれを放棄すると、保険契約者の意思を推測して、保険契約者が保険金受取人となる自己のためにする契約となるとするのが合理的である。しかし、保険事故発生後は、保険金受取人の保険金請求権は固有の財産になり、保険金受取人はこれを自由に処分することができ、これを放棄すれば保険者に対する債務の免除となりその請求権は消滅するとする。

争点の第二点目は、原告らの調停申し立てにより保険金請求権の消滅時効は中断したかである。この点につき、被告は仮に原告らがB_1の放棄により保険金請求権を取得するとしても、この請求権はAが平成五年一二月一二日死亡したことにより、平成八年一二月一二日の経過により消滅時

効が完成しており、それを被告は援用するとしているが、原告らは平成八年一〇月二八日に調停を申し立てたことにより、保険金請求権の消滅時効は中断したと主張する。その上でさらに被告は、B_1の放棄は平成九年二月二四日であり、原告らが調停を申し立てたときには原告らは無権利者であるから、時効は中断しないと主張するが、原告によれば、B_1らの相続放棄により、Aの相続人は相続開始の時から原告らであったことになるから（民法九三九条）調停申し立ては権利者による申し立てであったことになると主張する。

〔判　旨〕

請求棄却

一「被保険者が死亡すると保険契約者の保険契約に関する処分権は消滅し、保険金受取人の権利は確定的となり、具体的な金銭債権となる。そして、この保険金請求権は、通常の債権と変わりがないので、保険金受取人はこれを自由に処分することが可能となると解される。（中略）したがって、被保険者であるAが死亡したことにより、保険金受取人であるB_1がこの請求権を放棄すれば、保険金請求権は確定的に消滅したというほかない。

この点、原告らは、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合、保険契約者の合理的意思を考えて保険契約者が保険金受取人となる保険契約に転化する旨主張する。しかし、いったん保険金受取人に帰属した請求権が、その放棄により死者に帰属することと解する法的根拠はなく、その主張は失当というほかない。

なお、原告らは商法六八〇条が規定する場合を除き、保険者は保険金支払義務を免れないとも主張する。しかし、同条は信義則や公益的理由により保険金が支払われない場合を列挙した規定であり、債権の消滅事由の規定を排除する趣旨ではないと解すべきであるから、その主張は失当である。」

二「原告らの請求は争点2（消滅時効）を判断するまでもなく理由がない（後略）」

〔研　究〕

判旨賛成

一　他人のためにする生命保険契約（商法六七五条）は、第三者のためにする契約（民法五三七条）の生命保険契約における特則であるとされる（大森忠夫『保険法』二七七頁）。ところが、一方で第三者のためにする契約においては第三者の受益の意思表示が必要であるにもかかわらず、他方で他人のためにする生命保険契約においては第三者は

「当然」に保険契約の利益を享受できると定められており、第三者の受益の意思表示は不要であると解されている。他人のためにする保険契約について受益の意思表示が不要とされる理由について、起草者である岡野敬次郎博士によれば、「第三者ノ為メニスル保険契約ハ其始ヤ学者ハ事務管理ノ原則ヲ應用スヘキモノトシタリ故ニ第三者ノ承認アルマテハ契約ハ未定ノ状態ニ在リテ被保険者ニ対シテ保険料ヲ請求スルヲ得ルニ至ルヤ否ヤ定マラス保険者ハ不安ノ位地ニ甘セサルヲ得サルノミナラス被保険者ハ事故ノ発生シタル場合ニ於テハ承認ヲ為シ然ラサレハ之ヲ拒否スルノ自由ヲ有シ甚タ権衡ヲ得サルノ嫌ア」るために、このような不安定な法律関係を簡明なものとするために、受益の意思表示を必要とすることなく自己の名をもって他人のためにする契約を認めたのであり、「第三者ノ為メニスル契約ニ於テ第三者カ当然権利ヲ取得ストスルカ若クハ所謂承認ヲ必要トスルカ将又契約ノ趣旨当事者ノ意思ヲ標準トシテ決定スヘキカハ立法上ノ主義問題」であるとする（岡野敬次郎「他人ノ為メニスル保険契約」法学新報第一六巻一〇号（明治三九年）一頁以下）。つまり他人のためにする保険契約においては、立法上の選択として、第三者は受益の意思表示なくして当然に権利を取得すると考えたのである。そうしてこのような岡野博士の見解は、明治四四年改正の際に四百二十八條ノ二（現行六七五条に相当）が新設された際にも支持されている。すなわち、「四百二十八條ノ二、第一項ノ規定デアリマスガ、是ハ現行法ニ於キマシテ疑問デアルノデアリマス、金額ノ受取人ガ第三者デアルトキハ、契約ノ利益ヲ直チニ享ケルカ、又ハ其者ガ意思表示ヲシタトキカラ利益ヲ享ケルカ、其點ガ疑問トナツテ居リマス、其點ヲ明カニ致シマシテ契約締結ト同時ニ當然保険契約ノ利益ヲ享ケルノデアルト云フ趣意ヲ明カニ致シマシタ、併ナガラ保険契約者ガ別段ノ意思表示ヲ致シマシテ、保険金額受取人ヲ指定又ハ變更スル所ノ権利ヲ留保シテ置クコトガ出來ル趣意ヲ但書トシテ明カニシマシタ、詰リ當然契約ノ利益ハ享ケルノデアルケレドモ、保険契約者ニ於テ左様ニ爲サズシテ第三者ノ指定又ハ變更スル所ノ権利ヲ留保シテ置クコトガ出來ル、其意思ヲ尊重シマシテ、其意思ガアレバ其意思ニ従フ、斯ウ云フコトニ致スノデアリマス（法律新聞社編纂『改正商法理由（増補四版）』大正元年三七九頁）」との説明がなされている。このことから明らかなように、商法六七五条の規定は、契約の利益は受取人が当然に受けるが、この受取人を指定変更するのは、当該権利を留保した上で、保険契約者自身の意思に係らしめるのみ

であるとの立法的解決を図ったと理解することができる。これらの起草者の見解に従って理解するのであれば、保険金受取人として指定された第三者の意思は、他人のためにする生命保険契約の要素とはならず、当然に保険金受取人に権利が帰属することとなる。つまり、他人のためにする生命保険契約においては、利益を受ける第三者（保険金受取人）の意思とは無関係に契約の効果が発生するのであり、このことは民法典上の第三者のためにする契約との大きな相違であるといえよう。従って民法典上の第三者のためにする契約であれば、第三者は受益の意思表示（民法五三七条二項）を為さないことによって契約から生じる権利の取得を拒絶することが可能であるが、他人のためにする生命保険契約においては、契約の効果は「当然」（商法六七五条一項）に生じるのであるから、保険金受取人が自らの意思でもって権利取得を拒絶することはできない。

二　それでは、本件のように保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合に当事者の法律関係はどのようになるのであろうか。この点、本判決は被保険者の死亡により、保険金受取人の権利は確定的な金銭債権となるので、保険金受取人がこれを放棄すれば保険金請求権は確定的に消滅するとする（なお、本件の控訴審である大阪高裁平成一一年一二月二一日判決（金融・商事判例一〇八四号四四頁）においても原審の判断をほぼそのまま維持している）。しかし、この判決に対しての異論も見られるため、以下に検討をすることとしよう。

例えば山下助教授は、保険金受取人の保険金請求権の放棄が問題になるのはあくまで保険事故発生後についてであるとした上で、保険契約者の意思を考えると保険契約者自己のための契約となると解する（山下典孝「保険金受取人による保険金請求権の放棄」安井信夫先生古稀記念論文集刊行委員会『変化の時代のリスクと保険』所収一二四頁以下（文眞堂、二〇〇〇年））。この見解は保険契約者の合理的意思解釈から、保険金受取人の放棄によって自己のためにする生命保険契約になると考えるのである。

しかし、保険金受取人の保険金請求権放棄の意思表示が債務免除（民法五一九条）としての効果を発生させるという点については認められるとしても、保険金受取人の指定がはじめから効力が生じなかったものとみなされ、その結果当然に保険契約者自己のためにする保険契約となるとの効果が発生することには承認できない。

というのも、保険契約者の一方的な意思表示によって、この契約が自己のためにする保険契約になるとすれば、保

険金受取人の受益拒絶の意思表示が、この保険契約の法構造を変更させる効力を有する意思表示として捉えられなければならないこととなるはずである。だが、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保した上で保険契約を締結している場合における保険契約者はまだしも、それ以外の場合において一方的な意思表示によって契約構造を変更させる形成権を保険金受取人が有することとなるのは、現行法上その根拠に缺けると思われる。以下、更に検討してみよう。

三　第三者のためにする生命保険契約において、第三者が保険金請求権を放棄した場合には保険契約者自己のためにする契約となるとする論拠の一つに、その場合には保険契約者の合理的意思解釈を理由とする見解がある（前掲山下も同旨）。例えば中村弁護士は本判決の登場前に保険金受取人の受益の拒絶についての論文を発表され（中村敏夫「保険金受取人の受益の拒絶」『生命保険契約法の理論と実務』（平成一〇年・保険毎日新聞社）一九三頁以下）この中で、受益の拒絶とは「受取人の保険者に対する一方的意思表示で保険金請求権の取得を拒絶し、それにより指定の時に遡って保険金受取人が権利を取得しなかったものとみなされること」であるとした上で、独逸保険契約法一六八条（「保険金受取人タル第三者ガ保険者ノ給付ヲ受ケル権利ヲ取得セザルトキハ、其ノ権利ハ保険契約者之ヲ有ス」）の価値判断を日本法にも導入しえないかという視点から、（特定）遺贈の放棄の規定を類推適用するべきであると述べる。というのも、「保険金受取人の権利取得も受贈者の権利取得もそれらの者の意思表示を要せず当然のこととされており、他方、利益を強要さるべきでないことも両者ともに同様に考えられる」という理由に基づくからである。そうして保険金受取人の権利拒絶の効果は、遺贈の放棄が遺言者の死亡の時にさかのぼって効力を生ずる（民法九八六条二項）ことから考え、保険金受取人の受益の拒絶の場合であれば拒絶により保険金受取人の指定がはじめから効力を生じなかったものとみなされ、この場合には当然保険契約者自己のためにする保険になるとする。

確かに、他人のためにする生命保険契約においては、保険契約者と保険金受取人との間の関係（対価関係）には遺贈あるいは贈与の意思があることが多いものと思われる。この場合に保険金受取人が保険金請求権を放棄すると、保険契約者は対価関係における目的（例えば遺贈あるいは贈与）を他人のためにする生命保険契約によって達成することができなくなる。しかし、保険金受取人に対して権利が

付与される直接の根拠は保険者と保険契約者との間の関係（補償関係）に基づくのであり、他人のためにする生命保険契約においても、第三者のためにする契約同様に、「対価関係は補償関係から見れば動機に過ぎない（我妻栄『債権各論上巻』一一六頁）」ものである。従って、対価関係における合理的意思解釈の問題が保険金受取人に帰属する権利に影響を及ぼすとは考えられない。仮に、この動機（対価関係）が第三者のためにする生命保険契約の効力に対して影響を及ぼすことがあるとすれば、契約によって達成しようとした目的が不達成に終わるわけであるから、むしろその契約は無効となるのがスジであるように思われる。しかし、複雑な法律関係を簡明にするために、他人のためにする生命保険契約においては第三者の受益の意思表示が不要であるとする岡野博士の見解から敷衍して考えるのであれば、個別具体的な対価関係の存在によって生命保険契約の効力が左右されることは考えられず、本件契約が無効となることはないであろう。

また、中村弁護士が類推の対象として挙げる遺贈の放棄によって受遺者が受けるべきであったものが相続人に帰属するとの規定（民法九九五条）が遺言者の合理的意思解釈から導かれるものであるとする点については、疑問が残る。すなわち、民法第九九五条本文は「遺贈は、その効力を生じないとき、又は放棄によってその効力がなくなったときは、受遺者が受けるべきであったものは、相続人に帰属する」と規定するが、受遺者の放棄によって受遺者が受けるべきであったものが相続人に帰属するということは必ずしも当然の事理を表したものではない。すなわち、富井正章委員の法典調査会における発言にも見られるように（法務大臣官房司法法制調査部『法典調査会民法議事速記録七（日本近代立法資料叢書7）』七三六頁以下）、草案第千九十五条（現九九五条）は受遺者が二人以上ある場合を想定したものであり、その場合受遺者のうちの一人が遺贈を放棄した場合には、他の受遺者にこの相続財産が帰属するという恐れがあるために、その疑いを晴らすためにこの規定をおいたのである（中川善之助編『注釈民法（26）』一七八頁〔阿部徹〕）。従って民法九九五条の趣旨としては、遺言者の合理的意思解釈にあるというよりも、むしろ相続制度における遺族保護のためにおかれた政策的規定であると解するべきではないかとおもわれるのである。このように考えると、他人のためにする生命保険契約においては対価関係に遺贈がありうることには首肯できるとしても、保険契約者の合理的意思解釈を導き出すための類推の対象とし

て、遺贈の規定を取り上げることはできないと考える。

さらに、本件で問題となっている第三者のためにする生命保険契約においても、保険金受取人が保険金請求権を拒絶した場合に、果たして保険契約者の合理的意思として、「自己のためにする生命保険契約」であると解釈できるのか否かについても疑問である。というのも、保険契約者が自己のためにする生命保険契約（死亡保険）ではなく、あえて第三者のためにする生命保険契約を選択する理由を裏から見れば、自らの遺族には死亡保険金を取得させたくはないという消極的意思が読み取れる。そうでなければ、あえて保険金受取人を指定することは通常は考えられないであろう。だとすれば、一般論として、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合に、保険契約者の合理的意思解釈が自己に保険金請求権が帰属することであることのようには思われない。この見解に対しては「受取人に指定された第三者は、自分に権利が帰属することを希望しない場合でも、無理やりそれを押しつけられることを甘受しなければならないとすることは、一般の法律観念に反する」とする批判があるが（中西正明「（追加説明）」・竹濵修「被保険者死亡後の受取人による保険金請求権の放棄」文研保険事例研究科レポート一五三号四頁（財団法人　生命保険文化研究所、二〇〇〇年））、前述のように他人のためにする生命保険契約においては、保険金受取人の意思は当該権利の取得に関しては捨象されるのであり、この場合、保険金受取人の側としては、当該権利を債務免除（民法五一九条）するという形でしか自己の意思を反映し得ないものと考える。また、先述のように、保険契約者が自己のためにする生命保険契約ではなくあえて第三者のためにする生命保険契約を選び出す理由に、自らあるいは自らの遺族には当該保険金を取得させたくはないからであるとすると、立法論としては一考の余地はあるにせよ、解釈論としてはドイツ保険契約法一六八条を日本の解釈論の根拠とすることはできないであろう（同旨・出口正義「本件判批」損保研究六一巻四号一四九頁、前掲・竹濵四頁）。すなわち、同条において「権利ヲ取得セザルトキ」というのは（イ）権利の放棄があるとき（ロ）保険契約者の要求する受取人たる資格を欠如するに至ったとき（ハ）事故発生前に保険金受取人の死亡したとき等であるとされるが（『現代外国法典叢書独逸商法Ⅳ』二三六頁）、わが商法典においては、このうちの（ハ）に関して、商法六七六条が規定するのみであり、保険金受取人の権利放棄の場合に保険契約者が権利取得するという特別の効果を導き出す解釈論の根拠とはなら

ないものとおもわれる。

四　次に竹濵教授は、被保険者死亡後の保険金受取人による保険金請求権の放棄は原則として確定的に債務免除されると解しながらも、保険料積立金については別個の考察が必要であると述べる（前掲・竹濵一頁以下）。すなわち、「本件保険契約は、被保険者の死亡時に支払われる死亡保険金額が、定額の三〇〇〇万円と変動保険金の合計額とされていることから、変額生命保険契約であると考えられる。この種の生命保険契約は、定期保険契約などとは異なり、通常、年月を経ると相応の保険料積立金が蓄積され、その金額が少なくないことがある。この積立金について、いったん死亡保険金請求権が具体化し、その請求権を保険金受取人が放棄すると、それは保険者に対する債務免除となり、すべて保険者に帰属するに至ると解することも理論的には成り立つ。しかし、元来、保険契約者の負担により積み立てられたその金額が保険金受取人の権利放棄があれば保険者にすべて帰属するに至ると解するのは、保険者に望外の利得を生じさせ、保険契約者の意思とも離れた結果となろう。被保険者の自殺や保険金受取人の被保険者殺害による保険者免責の場合でさえ、保険者は保険料積立金を保険契約者に払い戻す義務を負っていることとの均衡を考えると、同じく保険者が保険金支払義務を免れる、保険金受取人が権利放棄した場合も、保険者は保険料積立金を保険契約者に払い戻す義務を負うと解すべきであろう。生命保険約款にはかかる場合の保険料積立金払戻義務は定められていないのが通例であろうから、商法六八〇条二項および六八三条二項を類推適用し、保険者のこの払戻義務を認めるべきであろう」と述べる。確かに、被保険者の自殺や保険金受取人の被保険者殺害による保険者免責の場合でさえ、保険者は保険料積立金を保険契約者に払い戻す義務を負っているが、それは保険事故が不発生の場合について妥当するのであり、本件のように保険事故が発生した場合、保険料積立金が問題となる余地はもはやないように思われる。つまり、保険事故が発生した後には保険者は保険金受取人に対して金銭を支払うが、これは保険金支払債務を負っているからなのであって、決して保険料積立金を払戻すのではない。このように考えると、保険料積立金を払戻す場面は保険事故発生前にのみ起こり得る問題であり、本件のように保険事故が発生してしまってからはもはやその余地はないように思われる。

五　最後に、本件の問題点とは多少ずれる問題であるが、保険金受取人の放棄の意思表示を保険事故発生前と発生後

で区別する見解に対して検討を加えることとしよう。本件において、被告の主張は以下の通りであった。すなわち、保険金受取人が保険金請求権を放棄した場合に保険契約者が保険金受取人となるのは保険事故が発生する前に限られる。保険事故発生前は、保険金受取人の権利は保険契約者の意思によって存続及び帰属が左右される不確定な権利であり、受取人がこれを放棄すると、保険契約者の意思を推測して、保険契約者が保険金受取人となる自己のためにする契約となるとするのが合理的である。しかし、保険事故発生後は、保険金受取人の保険金請求権は固有の財産になり、保険金受取人はこれを自由に処分することができ、これを放棄すれば保険者に対する債務の免除となりその請求権は消滅するとする。この見解に対しては、賛成する学説もあるが（前掲・出口一四九頁以下、前掲・大森二七四頁）、私は以下の理由から、保険事故発生前と発生後においてその理由づけは異なるものの、結論的にはいずれの場合にも自己のためにする生命保険契約とはならないと考える。

前述のように、保険金受取人として指定された第三者の側の意思は、他人のためにする生命保険契約の要素とはならず、当然に保険金受取人に権利が帰属する。そして、他人のためにする生命保険契約により保険金受取人が取得する権利は、保険金請求権のみであって、契約解除権、保険料返還または減額の請求権、保険証券交付請求権などは、いずれも契約当事者たる保険契約者に帰属するとされる（前掲・大森二七五頁）。しかし、保険金請求権自体は約定の保険事故が発生した後に確定的に発生するものであるから、保険事故発生前においても保険者は保険金受取人に対して何らかの給付（危険負担給付）がなされていると考えなければならない。つまり保険金受取人として指定された者は、他人のためにする生命保険契約の効果として、まず最初にこの状態給付を受けることとなる。そしてこの保険金請求権の前段階ともいえる危険負担給付は、時間の経過とともに常に給付がなされる継続的な状態給付であるところにその特徴がある。また、この給付には格別の履行行為と受領行為を必要とすることは考えられないので、保険金受取人が危険負担給付の受領を拒絶することは通常は不可能であるばかりか、保険金受取人の側でこれを自由に処分することも不可能である。しかし、生命保険契約においては一般に長期の契約が予想され、契約締結当時の事情がそのまま保険事故発生時まで継続しているとは必ずしも考えられない。そこで、保険契約者に保険金受取人の指定・変

更権を留保することによって保険契約者に対してこの保険契約の処分権を与えることが多い。このように他人のためにする生命保険契約においては保険金受取人の受益の意思表示は契約の要素たりえないので、保険金受取人が保険事故発生前に契約の利益を拒絶する意思を表示してもそれは契約の効力を変更させることにはならないと考える。

他方、保険事故発生後には保険者は保険金受取人に対して具体的な金銭債務を負担する。この債務は保険事故発生前におけるものとは異なり、債権の一般原則通りに処分することが可能である。よって保険事故が発生した後に保険契約者が当該金銭債権を譲渡することも自由であるし、保険者に対して債務を免除することによって保険金請求権を放棄することもまた可能となるのである。

以上の検討より、保険金受取人が保険事故発生後に当該請求権を放棄しても、それは債務免除とされるのみであり、又保険契約者の側に「自己のためにする生命保険契約」とする合理的意思解釈は成り立たないものと考えるために、本件判旨に賛成の立場を採りたい。

西原　慎治